



平成 29 年 3 月 23 日

「みなどオアシス伯方」に登録証を交付します

～新制度による「みなどオアシス」のスタート～

国土交通省港湾局は、平成 29 年 2 月 1 日、今まで各地方整備局ごとに定めていた「みなどオアシス」の運営要綱を一元化し、一部内容を見直した新たな運営要綱を定め、「みなどオアシス」の新制度をスタートさせました。

今治市伯方島にある「みなどオアシス伯方」(平成 16 年登録)で、この新たな運営要綱に基づく「みなどオアシス」として港湾局長の登録が完了したことから、以下のとおり登録証交付式を開催します。

記

「みなどオアシス登録証交付式」

- ◆日 時：平成29年3月28日(火) 10:00～10:30
- ◆場 所：マリンオアシスはかた 2F(今治市伯方町叶浦甲 1668-1)
- ◆参加者：
みなどオアシス伯方 設置者 今治市 農水港湾部 港湾振興課長
みなどオアシス伯方 運営団体 みなどオアシス伯方住民懇談会 代表者
国土交通省 四国地方整備局 松山港湾・空港整備事務所 所長

参考－1「みなどオアシス」の概要

参考－2「みなどオアシス」の新制度について

※ 取材について

当日取材を希望される方は、3月27日(月)正午迄に下記問い合わせ先まで申し込み下さい。

国土交通省 四国地方整備局 松山港湾・空港整備事務所

【問合せ先】

国土交通省 四国地方整備局 松山港湾・空港整備事務所

(TEL 089-951-0162)

企画調整課長 小椋 卓実 (オグラ タクミ)

「みなどオアシス」の概要

- 「みなどオアシス」とは、地域住民の交流や観光の振興を通じた地域の活性化に資する「みなど」を核としたまちづくりを促進するため、住民参加による地域振興の取り組みが継続的に行われる施設として、国土交通省港湾局長が登録したものをいう。
- 今後、災害発生時における防災拠点や、外航クルーズ客に多様なサービスを提供する場としても、「みなどオアシス」の活用を図る。(交通政策基本計画【平成27年2月13日閣議決定】、海洋基本計画【平成25年4月26日閣議決定】)

機能

- 地域住民、観光客、クルーズ旅客等が交流及び休憩できる機能を有していること
- 地域の観光及び交通に関する情報の提供機能を有していること
- その他、地域住民の交流や観光の振興を通じた地域の活性化に資する「みなど」を核としたまちづくりを促進するために必要な機能を有していること

設置者

- 港湾管理者
- 市町村
- NPO団体
- ほか



支援内容

- みなどオアシスのシンボルマークの使用
- 国土交通省・地方整備局等のホームページ等による広報
- 道路地図への掲載や道路標識の設置の支援
- その他みなどの振興に関する各種支援



「みなどオアシス」における地域振興イベント

全国のみなどオアシス



「みなどオアシス」の新制度について

背景

- 「みなどオアシス」は、地域住民の交流や観光の振興を通じた地域活性化に資する「みなど」を核としたまちづくりを促進するため、住民参加による地域振興の取組が継続的に行われる施設。
- 平成15年以降認定され、現在全国92カ所でそれぞれの地域の活性化に寄与。
- 近年、急増する訪日クルーズ旅客の受入れ、防災拠点など新たなニーズへの対応が期待。また、昨年7月の港湾法改正で港湾協力団体の制度が創設されるなど制度面の整備も進捗。

経緯

- 「「みなどオアシス」を拠点とした地域活性化検討委員会」を平成28年6月28日に設置し、制度の見直しを検討開始。
- 平成29年2月1日、新制度による「みなどオアシス運営要綱」を策定・配布。

新制度(主な変更点)

- 「みなどオアシス」の機能の追加
地域住民、観光客の交流・休憩機能に加え、クルーズ旅客の休憩・交流機能、災害支援機能を追加。
- 「みなどオアシス」の運営体制の強化
港湾協力団体※の積極的な活用。
※港湾協力団体制度とは
官民連携による港湾の管理を促進するため、港湾管理者が適正な民間団体等を港湾協力団体に指定する制度。平成28年7月改正港湾法の施行に伴い創設。

- 「みなどオアシス」の広報の強化
みなどオアシスを代表する施設を明示し、みなどオアシス標章の掲示。

- 「みなどオアシス」の登録の一元化
地方整備局長等から港湾局長に変更。



みなどオアシス標章